

# 【 令和7年度第1回 高松圏域自立支援協議会全体会 】

日時 令和7年5月26日(月) 14:00~16:00

場所 かがわ総合リハビリテーション福祉センター第1・第2研修室

## I. 開会、自己紹介(10分間程度)

## II. 前回の主な質疑その後について(10分間程度)

前回全体会で意見交換等を行った話題のうち特に下記2点について、その後の状況等をご報告します。

- ・就労選択支援の現時点での状況(資料1p-20p)
- ・受診拒否の件について

## III. 各部会活動報告

(敬称略/90分間程度 各部会5分間×15報告+質疑応答15分間/資料21p-46p)

- ①就労支援部会
  - ②精神保健福祉部会
  - ③相談支援事業所部会
  - ④身体障害者支援部会
  - ⑤知的障害者支援部会
  - ⑥発達障害部会
  - ⑦こども部会
  - ⑧医療的ケア部会
  - ⑨居宅サービス事業所部会
  - ⑩当事者団体・家族会部会
  - ⑪B型事業所部会
  - ⑫権利擁護部会
  - ⑬グループホーム部会
  - ⑭移動支援WG
  - ⑮事務局
- ・質疑応答

## III. 香川県自立支援協議会報告(5分間程度/資料47p-55p)

圏域マネージャー  
権利擁護部会  
地域移行部会

## IV. その他(5分間程度)

社会保障審議会障害者部会（第145回）・ こども家庭審議会障害児支援部会（第10回）	資料6
R7.1.30	

# 就労選択支援について

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

# 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律の概要

## 改正の趣旨

障害者等の地域生活や就労の支援の強化等により、障害者等の希望する生活を実現するため、①障害者等の地域生活の支援体制の充実、②障害者の多様な就労ニーズに対する支援及び障害者雇用の質の向上の推進、③精神障害者の希望やニーズに応じた支援体制の整備、④難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する適切な医療の充実及び療養生活支援の強化、⑤障害福祉サービス等、指定難病及び小児慢性特定疾病についてのデータベースに関する規定の整備等の措置を講ずる。

## 改正の概要

### 1. 障害者等の地域生活の支援体制の充実（障害者総合支援法、精神保健福祉法）

- ① 共同生活援助（グループホーム）の支援内容として、一人暮らし等を希望する者に対する支援や退居後の相談等が含まれることを、法律上明確化する。
- ② 障害者が安心して地域生活を送れるよう、地域の相談支援の中核的役割を担う基幹相談支援センター及び緊急時の対応や施設等からの地域移行の推進を担う地域生活支援拠点等の整備を市町村の努力義務とする。
- ③ 都道府県及び市町村が実施する精神保健に関する相談支援について、精神障害者のほか精神保健に課題を抱える者も対象にできるようにするとともに、これらの者の心身の状態に応じた適切な支援の包括的な確保を旨とすることを明確化する。

### 2. 障害者の多様な就労ニーズに対する支援及び障害者雇用の質の向上の推進（障害者総合支援法、障害者雇用促進法）

- ① 就労アセスメント（就労系サービスの利用意向がある障害者との協同による、就労ニーズの把握や能力・適性の評価及び就労開始後の配慮事項等の整理）の手法を活用した「就労選択支援」を創設するとともに、ハローワークはこの支援を受けた者に対して、そのアセスメント結果を参考に職業指導等を実施する。
- ② 雇用義務の対象外である週所定労働時間10時間以上20時間未満の重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者に対し、就労機会の拡大のため、実雇用率に就いて算定できるようにする。
- ③ 障害者の雇用者数で評価する障害者雇用調整金等における支給方法を見直し、企業が実施する職場定着等の取組に対する助成措置を強化する。

### 3. 精神障害者の希望やニーズに応じた支援体制の整備（精神保健福祉法）

- ① 家族等が同意・不同意の意思表示を行わない場合にも、市町村長の同意により医療保護入院を行うことを可能とする等、適切に医療を提供できるようにするほか、医療保護入院の入院期間を定め、入院中の医療保護入院者について、一定期間ごとに入院の要件の要件の確認を行う。
- ② 市町村長同意による医療保護入院者を中心に、本人の希望のもと、入院者の体験や気持ちを丁寧に聴くとともに、必要な情報提供を行う「入院者訪問支援事業」を創設する。また、医療保護入院者等に対して行う告知の内容に、入院措置を採る理由を追加する。
- ③ 虐待防止のための取組を推進するため、精神科病院において、従事者等への研修、普及啓発等を行うこととする。また、従事者による虐待を発見した場合に都道府県等に通報する仕組みを整備する。

### 4. 難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する適切な医療の充実及び療養生活支援の強化（難病法、児童福祉法）

- ① 難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する医療費助成について、助成開始の時期を申請日から重症化したと診断された日に前倒しする。
- ② 各種療養生活支援の円滑な利用及びデータ登録の促進を図るため、「登録者証」の発行を行うほか、難病相談支援センターと福祉・就労に関する支援を行う者の連携を推進するなど、難病患者の療養生活支援や小児慢性特定疾病児童等自立支援事業を強化する。

### 5. 障害福祉サービス等、指定難病及び小児慢性特定疾病についてのデータベース（DB）に関する規定の整備（障害者総合支援法、児童福祉法、難病法）

### 6. その他（障害者総合支援法、児童福祉法）

- ① 市町村障害福祉計画に整合した障害福祉サービス事業者の指定を行うため、都道府県知事が行う事業者指定の際に市町村長が意見を申し出る仕組みを創設する。
- ② 地方分権提案への対応として居住地特例対象施設に介護保険施設を追加する。

このほか、障害者総合支援法の平成30年改正の際に手当する必要があることについて同法附則第18条第2項の規定等について所要の規定の整備を行う。

## 施行期日

令和6年4月1日（ただし、2①及び5の一部は公布後3年以内の政令で定める日、3②の一部、5の一部及び6②は令和5年4月1日、4①及び②の一部は令和5年10月1日）

# 就労選択支援の法令事項

## 法の条文

※ 第13項を新設

### 第五条 (略)

13 この法律において「就労選択支援」とは、就労を希望する障害者又は就労の継続を希望する障害者であって、就労移行支援若しくは就労継続支援を受けるとは通常の事業所に雇用されることについて、当該者による適切な選択のための支援を必要とするものとして①**主務省令で定める者**につき、短期間の生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに就労に関する意向及び就労するために必要な配慮その他の②**主務省令で定める事項**の整理を行い、又はこれに併せて、当該評価及び当該整理の結果に基づき、適切な支援の提供のために必要な障害福祉サービス事業を行う者等との連絡調整その他の③**主務省令で定める便宜**を供与することをいう。

※ 施行期日は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において**政令で定める日**

## 公布済みのもの

<障害者総合支援法施行規則> ※令和6年1月25日公布

- ① 主務省令で定める者
- 就労移行支援又は就労継続支援を利用する意向を有する者及び現に就労移行支援又は就労継続支援を利用している者
- ② 主務省令で定める事項
- 障害の種類及び程度/就労に関する意向/就労に関する経験/就労するために必要な配慮及び支援/就労するための適切な作業の環境/その他適切な選択のために必要な事項
- ③ 主務省令で定める便宜
- 障害福祉サービス事業を行う者その他の関係者との適切な支援の提供のために必要な連絡調整 等
- ④ その他
- 支給決定の有効期間：1か月又は2か月のうち市町村が定める期間 等

<報酬告示> ※令和6年3月15日公布

就労選択支援サービス費：1,210単位/日、特定事業所集中減算：200単位/日 等

## 今後公布予定のもの

<政令> ※令和6年度中に公布予定

施行期日：令和7年10月1日

<告示> ※令和6年度中に公布予定

基準省令において、就労選択支援員の要件を「厚生労働大臣が定めるもの」と規定しており、当該要件を規定する(就労選択支援員は就労選択支援員養成研修の修了を要件とする等。詳細後述)

※ 上記の他、就労選択支援の創設に伴う所要の規定の整備を行うため関係政令・省令・告示を改正予定であり、令和6年度中に公布予定

<基準省令> ※令和6年1月25日公布

### ○人員基準

- 就労選択支援員は、常勤換算方法で利用者の数を15で除した数以上
- 就労選択支援員は指定就労選択支援の提供に当たる者として「厚生労働大臣が定めるもの」とする

### ○運営基準

- 実施主体は、就労移行支援又は就労継続支援に係る指定障害福祉サービス事業者であって、過去3年以内に3人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用されたもの等とする
- 就労選択支援事業者は、協議会への定期的な参加、公共職業安定所への訪問等により、地域における就労支援に係る社会資源、雇用に関する事例等に関する情報の収集に努めるとともに、利用者に対して進路選択に資する情報を提供するよう努めることとする

# 新たに創設される就労選択支援の円滑な実施①

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定  
(一部改変)

- 障害者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援する就労選択支援を創設する。(令和7年10月1日施行)

## 対象者

- 就労移行支援又は就労継続支援を利用する意向を有する者及び現に就労移行支援又は就労継続支援を利用している者
- ※ 令和7年10月以降、就労継続支援B型の利用申請前に、原則として就労選択支援を利用する。また、新たに就労継続支援A型を利用する意向がある者及び就労移行支援における標準利用期間を超えて利用する意向のある者は、支援体制の整備状況を踏まえつつ、令和9年4月以降、原則として就労選択支援を利用する。

## 基本報酬の設定等

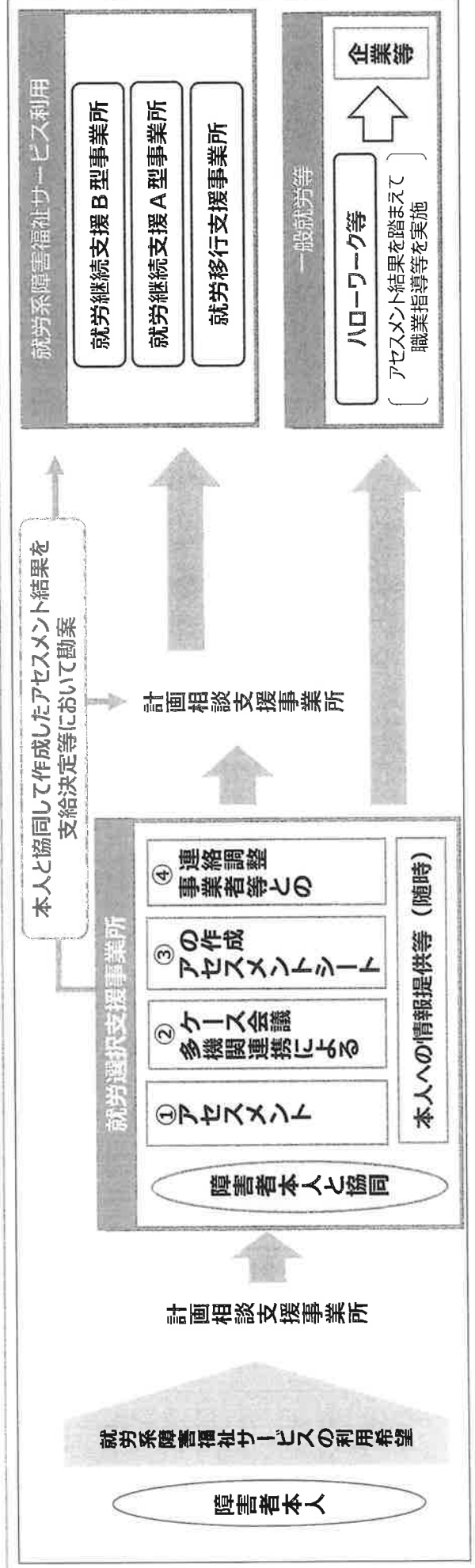
- 就労選択支援サービス費 1,210単位/日
  - 特定事業所集中減算 200単位/日
- 正当な理由なく、就労選択支援事業所において前6月間に実施したアセスメントの結果を踏まえて利用者が利用した指定就労移行支援、指定就労継続支援A型又は指定就労継続支援B型のそれぞれの提供総数のうち、同一の事業者によって提供されたものの占める割合が100分の80を超えている場合について、減算する。

## 支給決定期間

- 原則1か月 1か月以上の時間をかけた継続的な作業体験を行う必要がある場合は、2か月の支給決定を行う。

## 基本プロセス

- Q 短期間の生産活動等を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに就労に関する意向等整理(アセスメント)を実施。
- Q アセスメント結果の作成に当たり、利用者及び関係機関の担当者等を招集して多機関連携会議を開催し、利用者の就労に関する意向確認を行うとともに担当者等に意見を求める。
- アセスメント結果を踏まえ、必要に応じて関係機関等との連絡調整を実施。
- 協議会への参加等による地域の就労支援に係る社会資源や雇用事例等に関する情報収集、利用者への進路選択に資する情報提供を実施。



## 新たに創設される就労選択支援の円滑な実施②

### 実施主体

- 就労移行支援又は就労継続支援に係る指定障害福祉サービス事業者であって、過去3年以内に3人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用されたものや、これらと同等の障害者に対する就労支援の経験及び実績を有すると都道府県知事が認める以下のような事業者を実施主体とする。
- 就労移行支援事業所、就労継続支援事業所、障害者就業・生活支援センター事業の受託法人、自治体設置の就労支援センター、障害者能力開発助成金による障害者能力開発訓練事業を行う機関等
- 就労選択支援事業者は、協議会への定期的な参加、公共職業安定所への訪問等により、地域における就労支援に係る社会資源、雇用に関する事例等に関する情報の収集に努めるとともに、利用者に対して進路選択に資する情報を提供するよう努めることとする。

### 従事者の人員配置・要件

- 就労選択支援員 15：1以上
  - ・ 就労選択支援員は就労選択支援員養成研修の修了を要件とする。
  - ※ 経過措置として、令和9年度末までは、基礎的研修又は基礎的研修と同等以上の研修の修了者を就労選択支援員とみなす。
  - ・ 就労選択支援員養成研修の受講要件としては、基礎的研修を修了していることや障害者の就労支援分野の勤務実績（注）が通算5年以上あることを要件とする。
  - ※ 基礎的研修の実施状況を踏まえ、令和9年度末までは、基礎的研修と同等以上の研修の修了者でも受講可能とする。
  - ・ 就労選択支援は短時間のサービスのことから、個別支援計画の作成は不要とし、サービス管理責任者の配置は求めないこととする。

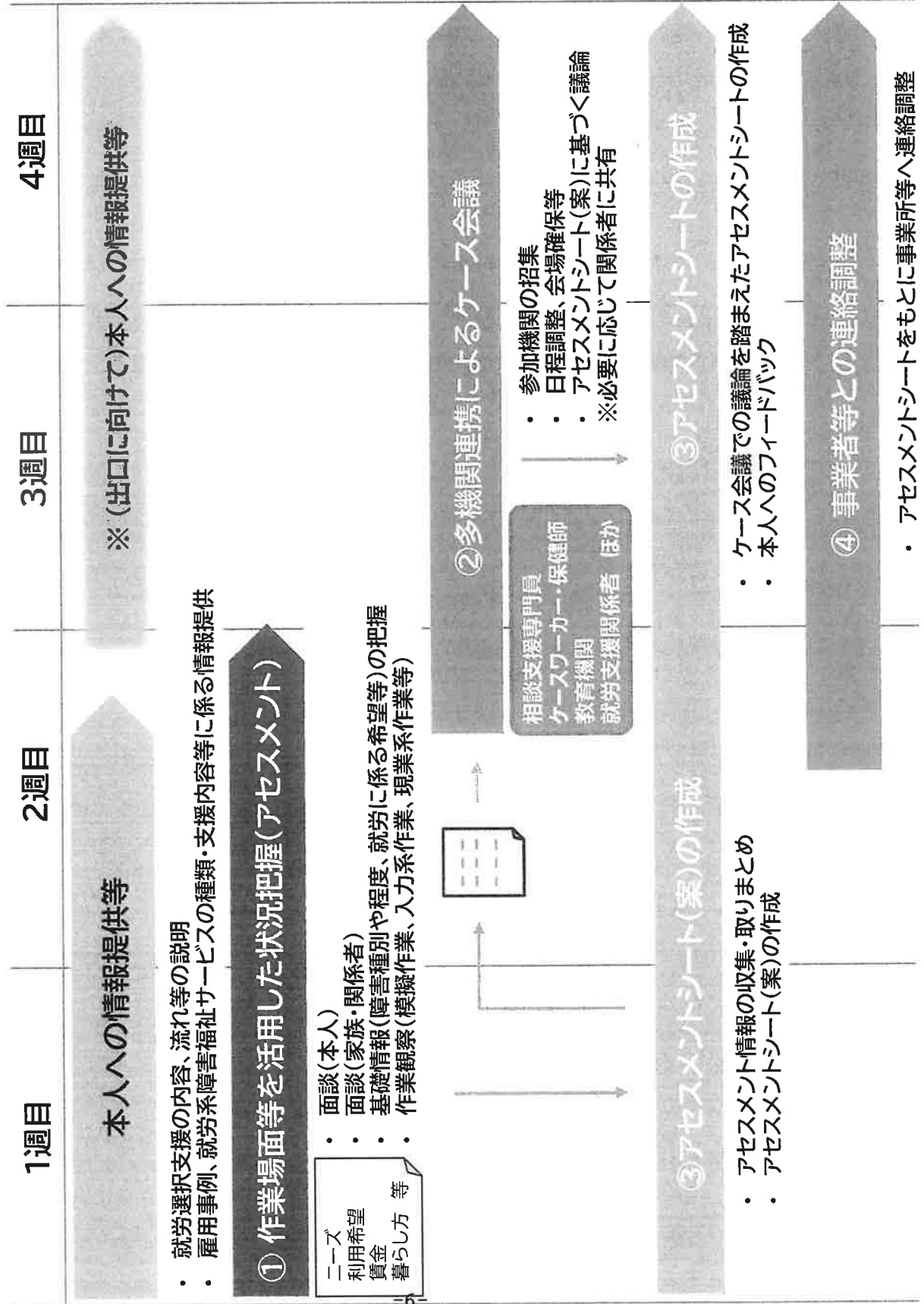
(注) 「障害者の就労支援分野の勤務実績」は、直接処遇職員として、就労移行支援事業所、就労継続支援事業所、就労定着支援事業所、障害者職業センター及び障害者就業・生活支援センターにおいて支援を行った実績とする。(令和9年度末までに基礎的研修又は基礎的研修と同等以上の研修を修了していることを以て就労選択支援員として勤務した実績を含む。)



### 特別支援学校等における取扱い

- より効果的な就労選択に資するアセスメントを実施するため、特別支援学校高等部の3年生以外の各学年で実施できること、また、在学中に複数回実施することを可能とする。加えて、職場実習のタイミングでの就労選択支援も実施可能とする。

# 就労選択支援サービスの流れ（標準1か月イメージ）



## アセスメントシートの活用

★個別支援計画  
★サービス等利用計画  
**障害福祉サービス利用**

職業指導等を実施  
アセスメント結果を踏まえて  
**一般就労に向けた支援**

# 就労選択支援に係るモデル事業（令和6年度実施）

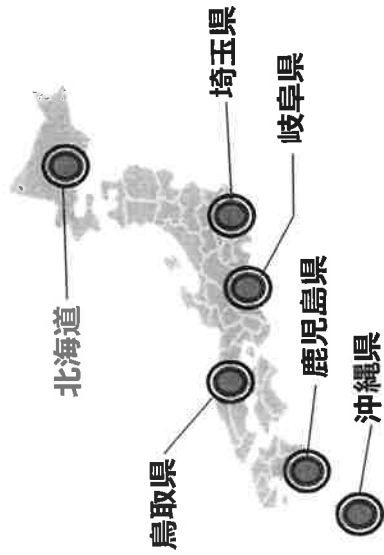
令和6年度厚生労働省委託事業において、以下の3つの柱を中心に、令和7年10月の就労選択支援の円滑な施行に向けたモデル事業を実施。

## 1. モデル事業の実施

6つのモデル地域で、就労選択支援の試行的な取組を実施

- **実施期間**  
令和6年7月～令和7年3月末  
(各ケースについて、原則としてアセスメント期間を含め概ね1か月間以内で実施)

- **モデル地域**  
都道府県単位で選定  
(一つのモデル地域につき10ケース以上実施)



## 2. 就労選択支援 実施マニュアルの作成

事業所や自治体等が就労選択支援に係る業務を行う際に活用する実施マニュアルを作成

- **実施スケジュール**  
検討委員会（計4回） 令和6年7月～12月  
マニュアル完成 令和7年3月末  
マニュアル公表 令和7年4月以降

### ■ 実施マニュアルの内容（案）

1. 就労選択支援について
  - i. 背景概要
  - ii. 事業概要
  - iii. 対象者の目的
  - iv. 事業の基本プロセス
  - v. 事業の目的
  - vi. 就労選択支援における各機関の役割
2. 就労選択支援サービス開始前の調整
  - i. サービス開始までの流れ
  - ii. 利用検討にあたり実施すべき事項
  - iii. 計画相談支援事業との連携
3. 就労選択支援の実施
  - i. 本人への情報提供
  - ii. 作業場面等を活用した情報把握（アセスメント）
  - iii. 多機関連携によるケース会議
  - iv. アセスメントシート作成
  - v. 事業者等との連絡調整
4. 先行事例に学ぶ就労選択支援
 

参考資料集



## 3. 就労選択支援員養成研修 シラバス・研修教材の作成

研修シラバス・講義資料等の開発及び実施方法の整理

- **実施スケジュール**  
検討委員会（計4回） 令和6年7月～令和7年3月  
試行研修の実施 令和7年1月～2月  
シラバス等完成 令和7年3月末  
シラバス等公表 令和7年4月以降

### ■ 研修の内容

- ① 形式：講義（動画視聴）＋演習【計2日間】
- ② 内容

内容	1日目 (オンライン視聴)	2日目 (演習)
1. 就労選択支援の目的と役割	60分	-
2. 就労アセスメントの目的と手法	90分	-
3. ニーズアセスメントの手法	60分	60分
4. アセスメントシートの具体的活用	60分	120分
5. 関係機関との連携	60分	-
6. アセスメント情報の整理と活用	30分	120分
計	6時間	5時間

# 就労選択支援員養成研修等事業（令和6年度補正予算）

## 施策名：就労選択支援員養成研修等の実施

令和6年度補正予算額 70百万円

### ① 施策の目的

令和7年10月から開始される就労選択支援サービスが、全国で円滑に実施されるよう、国において就労選択支援員の養成研修等を実施する。

### ② 対策の柱との関係

I	II	III
		○

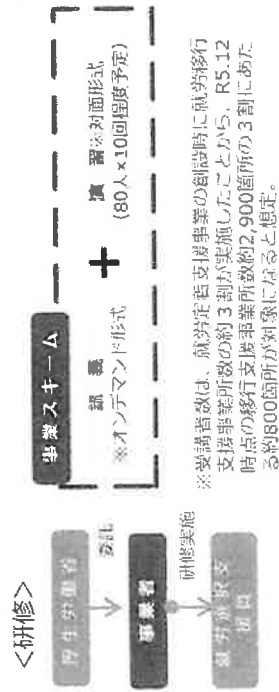
### ③ 施策の概要

- 令和7年10月から、障害者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援する就労選択支援が開始される。
- 就労選択支援員は就労選択支援員養成研修の修了が要件となる。令和7年10月から事業が円滑に開始されるよう、また、全国均一の質を確保できるよう、国が実施主体となって研修を実施する。
- また、順次、就労選択支援の対象となる①就労継続支援A型の新規利用者、②就労移行支援事業における標準利用期間延長者を中心に、アセスメントや就労に関する情報提供などの支援、多機関連携の在り方など各地域の実情に応じた効果的な支援の実施方法等に関して、モデル的な取組を通じて課題やノウハウを収集し、マニュアル等を作成する。

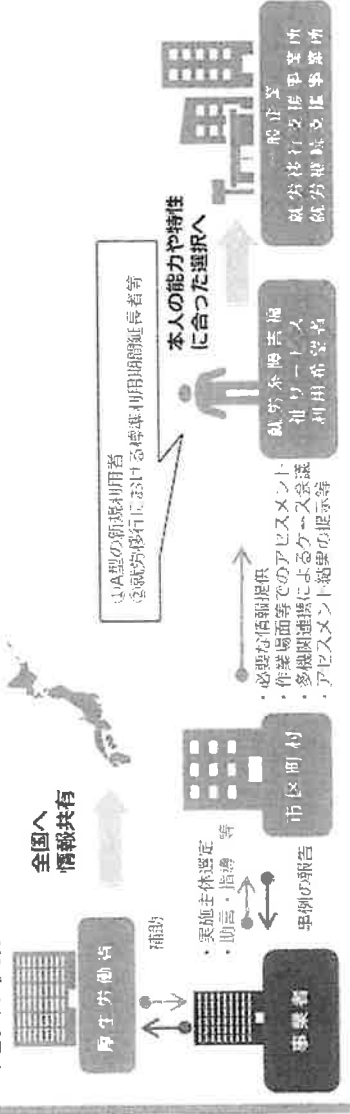
### ④ 施策のスキーム図、実施要件（対象、補助率等）等

実施主体：国（民間団体に委託）

負担割合：国10/10



### <モデル事業>



### ⑤ 施策の対象・成果イメージ（経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む）

本事業を実施することにより、就労を希望する障害者が、就労先や働き方をより適切に検討・選択でき、本人の障害特性を踏まえた就労支援の提供や就労を通じた知識・能力の発揮・向上につなげることができ、障害者の自立した日常生活や社会生活の実現に寄与する。

## 就労選択支援の施行に向けて

- 今後、令和7年10月の施行に向けて、令和6年度内を目的に、事業の実施上の留意事項など、就労選択支援の更なる詳細について、通知等で示す予定。

### (主な内容) ※詳細次ページ～

1. 実施主体について
2. 就労選択支援員の要件・養成・兼務について
3. 報酬算定について
4. 就労選択支援の対象者について
5. 支給決定について
6. 指定特定相談支援事業者との連携について
7. 特別支援学校等における取扱いについて
8. 就労選択支援と他のサービスとの同一日の利用について
9. 中立性の確保について

# 1. 実施主体について

## 概要

- 就労選択支援の実施主体については、指定基準において、「就労移行支援又は就労継続支援に係る指定障害福祉サービス事業者であって、過去3年以内に当該事業者の事業所の3人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用されたものその他のこれらと同等の障害者に対する就労支援の経験及び実績を有すると都道府県知事が認める事業者」と定めている。
- 地域によっては「過去3年以内に当該事業者の事業所の3人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用されたもの」(要件①)を満たす事業者が存在しない場合もあるが、地域の実情に応じて就労選択支援事業者を確保するため、「その他のこれらと同等の障害者に対する就労支援の経験及び実績を有すると都道府県知事が認める事業者」(要件②)についても、実施主体として認めている。

## 方向性

- 要件②については、例えば、以下のような事業者について都道府県知事が認めることを想定している。
  - ・ 障害者就業・生活支援センター事業の受託法人、自治体設置の就労支援センター又は障害者能力開発助成金による障害者能力開発訓練事業を行う機関であって、要件①を満たすもの
- また、同一市区町村内に就労選択支援事業所が存在しない場合には、例えば以下のような事業者についても、都道府県知事が認めることを想定している。
  - ・ 就労移行支援又は就労継続支援に係る指定障害福祉サービス事業者であって、過去10年間の連続する3年間に3人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用されたもの

## 2. 就労選択支援員の要件・養成・兼務について

### 概要

- 就労選択支援を行う事業所が配置すべき就労選択支援員については、指定基準において、「指定就労選択支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」としている。

### 方向性

- 上記の「厚生大臣が定めるもの」については、以下の内容を令和6年度中に告示で示す。
    - ・ 就労選択支援員養成研修の修了を要件とする。
    - ・ 経過措置として、令和9年度末まで（※1）は、基礎的研修（※2）又は基礎的研修と同等以上の研修（※3）の修了者を就労選択支援員とみなす。
    - ・ 就労選択支援員養成研修の受講要件としては、基礎的研修を修了していることや障害者の就労支援分野の勤務実績が通算5年以上あることとする（※4）。なお、基礎的研修の実施状況を踏まえ、令和9年度末までは、基礎的研修と同等以上の研修（※3）の修了者でも受講可能とする。
  - 令和7年度、令和7年6月頃から、定員約80人規模の研修を年に10回程度実施予定。具体的な実施時期や申込方法等は令和7年4月以降、順次、案内予定。
  - 就労選択支援員の兼務について、一体的に運営する就労移行支援事業所等の職業指導員等の直接処遇に係る職員は、利用者に対するサービス提供に支障が無い場合は、就労選択支援員に従事することができ、兼務を行う勤務時間について、就労選択支援員に係る常勤換算上の勤務時間に算入できるものとする。（現行の就労定着支援員と同様の取扱い）
- ※1 令和6年度報酬改定の概要において、「就労選択支援員養成研修開始から2年間」と示した要件について、「令和9年度末まで」とする。
- ※2 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構等が行う「雇用と福祉の分野横断的な基礎的知識・スキルを付与する研修」
- ※3 基礎的研修と同等以上の研修については、以下の研修とする。
- ・ 就業支援基礎研修 ・ 職場適応援助者養成研修 ・ サービス管理責任者指導者養成研修 専門コース別研修（就労支援コース）
  - ・ 「障害者の就労支援分野の勤務実績」とは、直接処遇職員として、就労移行支援事業所、就労継続支援事業所、就労定着支援事業所、障害者職業センター及び障害者就業・生活支援センターにおいて支援を行った実績とする。（令和9年度末までに基礎的研修又は基礎的研修と同等以上の研修を修了していることを以て就労選択支援員として勤務した実績を含む。）

### 3. 報酬算定について

#### 概要

- 就労選択支援では、指定基準において、
  - ①短期間の生産活動等を通じて、就労に関する適性等の評価や意向等整理（アセスメント）
  - ②アセスメント結果の作成に当たって、利用者及び関係機関等を招集して多機関連携によるケース会議を開催
  - ③アセスメント結果を作成し、利用者等へ情報提供
  - ④利用者への適切な支援に向け、必要に応じて事業所など関係機関との連絡調整を行うことが規定されている（①～④を総称して、以下「事業内容」という）。
- また、指定基準において、アセスメント結果の作成に当たり、開催する会議については「テレビ電話装置等を活用して行うことができるもの」とされている。
- 就労選択支援の報酬算定については、報酬告示において、「指定障害福祉サービス基準第173条の2に規定する指定就労選択支援を行った場合」に「1日につき1,210単位」と定められている。

#### 方向性

- 就労選択支援の実施に関し、以下の点を留意事項として示す。
  - ・ 事業者においては、サービス提供記録の中で1日単位の支援内容を記録するものとし、事業内容のうち未実施の事項がある場合は、就労選択支援サービスを適切に提供しておらず、全体として報酬算定の対象とならない。
  - ・ 報酬算定の対象となるのは、就労選択支援として、利用者に対して、直接支援を行った場合とする。
  - ※ 利用者が同席する多機関連携によるケース会議や企業訪問は算定対象とするが、関係機関との連絡調整等のみ行うなど、利用者の参加を伴わない場合は算定対象としない。
  - ・ 事業内容のうち、①アセスメントについては、作業やコミュニケーション等に関する行動観察が極めて重要であることから、対面での実施を基本とする。一方で、②多機関連携によるケース会議や③利用者等へのアセスメント結果の提供、④事業者等との連絡調整については、対面での実施が難しい場合等、必要に応じて、テレビ電話装置等を活用した支援（オンラインによる支援）としても差し支えない。
  - ・ 1月当たりの利用日数は、就労移行支援等と同様、原則として各月の日数から8日を控除した日数を限度とする。

## 4. 就労選択支援の対象者について

### 概要

- 令和6年度報酬改定の概要において、以下に該当する者は、原則として就労選択支援を利用することとしている。
  - ・ 令和7年10月以降、新たに就労継続支援B型を利用する意向のある者
  - ・ 令和9年4月以降、新たに就労継続支援A型を利用する意向がある者及び就労移行支援における標準利用期間を超えて利用する意向のある者
- さらに、令和6年度報酬改定検討チームにおいて、例外的に、就労移行支援等による就労アセスメントや暫定支給決定を経た就労継続支援A型等の利用が認められる場合として、以下のような事由（以下「例外事由」という）が示されている。
  - ・ 近隣に就労選択支援事業所がない場合
  - ・ 利用可能な就労選択支援事業所数が少なく、就労選択支援を受けらるまでに待機期間が生じる場合

### 方向性

- 例外事由に該当する場合は、就労移行支援等による就労アセスメントを経た就労継続支援B型の利用や、暫定支給決定を経た就労継続支援A型の利用、市町村審査会の個別審査を経た就労移行支援の標準利用期間を超えた利用を認める。
- ※ なお、就労選択支援を原則利用することとした趣旨は、利用者が就労先や働き方を適切に選択できるよう支援するためである。就労選択支援事業所においては、利用者に対して、就労に必要な知識や能力の向上に資する事業所等を適切に情報提供できるよう、日頃から地域の社会資源等に関する情報収集に努めるとともに、利用者の希望や能力、適性等に応じた事業所等を見極めて情報提供すること。

## 5. 支給決定について

### 概要

- 施行規則において、支給決定の有効期間は「1月間又は2月間のうち市町村が定める期間」としている。
- 令和6年度報酬改定の概要においては、支給決定の期間について、以下のとおりとしている。
  - ・ 支給決定期間は1か月を原則とし、自己理解等の改善に向け、1か月以上の時間をかけた継続的な作業体験を行う必要がある場合は、2か月の支給決定を行う。
  - ・ 市町村が、必要以上に就労選択支援を支給決定しないよう、支給決定事務処理要領において示す。
- さらに、令和6年度報酬改定検討チームにおいて、2か月の支給決定を行う場合としては、以下のような事由（以下「例外事由」という）が示されている。
  - ・ 自分自身に対して過小評価、過大評価を有していたり、自分自身の特性に対する知識等の不足等、進路に関する自己理解に大きな課題があり、自己理解等の改善に向け、1か月以上の時間をかけた継続的な作業体験を行う必要がある場合
  - ・ 作業に対する集中力や体力の持続、意欲・作業態度の持続に加え、体調や精神面の安定等に課題があり、進路を確定するに当たり、1か月以上の時間をかけた観察が必要な場合

### 方向性

- 支給決定事務処理要領において、市区町村が適切に支給決定を行うことができるよう、以下の内容を示す。
  - ・ 支給決定期間は原則1か月とし、例外事由に該当する場合のみ2か月の支給決定を行う
  - ・ 支給決定期間を延長することは原則想定していないが、1か月の支給決定を行い、支援開始後に例外事由に該当することが明らかになった場合に限り、一度のみ、再度1か月の支給決定を行う

※ 再度1か月の支給決定を行う場合や、就労選択支援利用後に就労系サービス支給決定を行う場合には、市区町村が短期間で複数の支給決定を行うことが必要になるが、障害支援区分の認定を要しない場合の調査については、事務処理要領において、「例えば、認定調査の調査項目を活用しつつ本人や家族、相談支援専門員等からの聞き取りを行うなど、市区町村において必要と考える調査の程度を含めた心身の状況を把握する」旨を示しており、支給決定に当たって勘案すべき項目の中で、短期間で変化が想定されない調査項目を簡略化する等、工夫して差し支えないこととする。

- なお、就労選択支援を経た後の就労系障害福祉サービス利用に係る支給決定においては、就労選択支援で作成されたアセスメント結果を勘案することで、利用者本人の希望や能力、適正等に応じて、就労に必要な知識及び能力の向上に資するサービスの利用が促進されるよう留意すること。

## 6. 指定特定相談支援事業者との連携について

### 概要

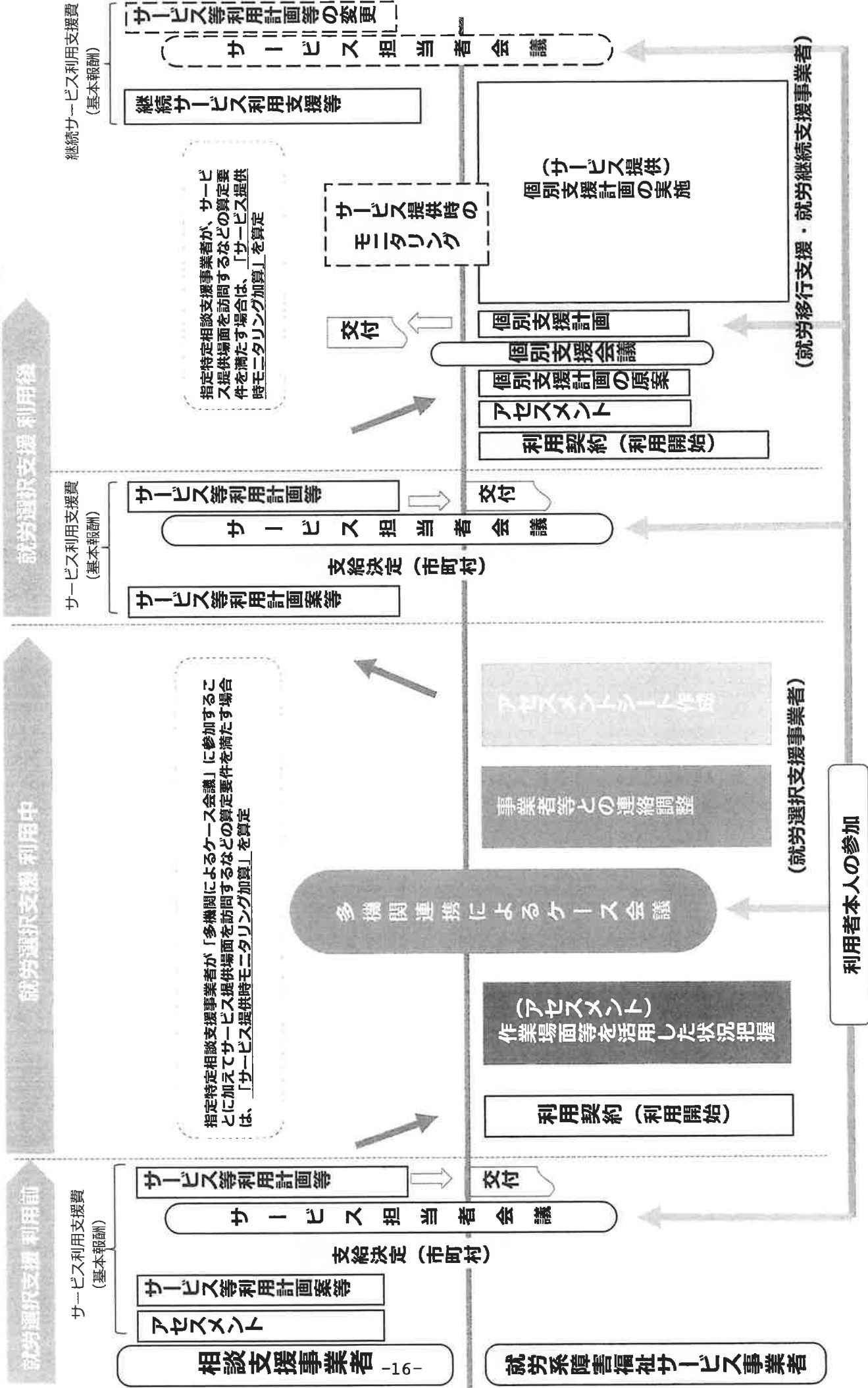
- 指定基準において、就労選択支援に関する計画相談支援事業者の役割及び連携について、以下のとおり定めている。
- ・ 就労選択支援事業者は、アセスメントの結果の作成に当たり、利用者及び市町村、特定相談支援事業者等、公共職業安定所その他の関係機関の担当者等を招集して会議を開催し、当該利用者の就労に関する意向を改めて確認するとともに、当該担当者等に意見を求める（指定基準第173条の7）
- ・ 就労系サービス事業者は、利用者に対し、計画相談支援を行う者と連携し、定期的に就労選択支援に関する情報提供を行う（指定基準第183条の2等）
- ・ 相談支援専門員は、利用者が現に就労移行支援又は就労継続支援を利用している場合であって、モニタリングの結果等を踏まえて就労選択支援の利用が必要と認められるときは、就労移行支援の事業を行う者又は就労継続支援の事業を行う者と連携し、就労選択支援に関する情報の提供その他必要な援助を行う（計画相談指定基準第15条3項6号）
- ・ 相談支援専門員は、利用者が就労選択支援を利用している場合には、就労選択支援における評価及び整理の結果等を踏まえてサービス等利用計画の見直しを行うとともに、就労選択支援事業者と連携し、必要な情報の提供及び助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行わなければならない（計画相談指定基準第15条3項7号）

### 方向性

- 就労選択支援の実施にあたっては、特にアセスメント結果の中立性の確保や、就労選択支援の利用に関する必要な情報提供等の観点から、計画相談支援事業者との連携は非常に重要であり、指定特定相談支援事業者が、就労選択支援事業者がアセスメントの結果の作成に当たって開催する会議に参加することに加えてサービス提供面を訪問するなどの算定要件を満たす場合は、「サービス提供時モニタリング加算」（100単位/月）の算定を可能とする。

# 指定特定相談支援事業者（計画作成担当）と就労選択支援事業者の関係

※指定特定相談支援事業者を利用する場合の一例



## 7. 特別支援学校等における取扱いについて

### 概要

- 令和7年10月以降、新たに就労継続支援B型を利用する場合は、就労継続支援B型の利用支援前に、原則として就労支援支援を利用することとなるが、特別支援学校等の卒業後に就労継続支援B型を利用する意向がある場合は、在学中に就労選択支援を受ける必要がある。
- 令和6年度報酬改定の概要では、特別支援学校における取扱いについて、以下の内容を示している。  
より効果的な就労選択に資するアセスメントを実施するため、特別支援学校高等部の3年生以外の各学年で実施できること、また、在学中に複数回実施することを可能とする。加えて、職場実習のタイミングでの就労選択支援も実施可能とする。
- 特別支援学校等の生徒が就労選択支援を受ける場合には、生徒が就労選択支援事業所に通所する場合と、教育課程における職場実習の場面等に就労選択支援事業所が向いて支援を行う場合がある。また、特別支援学校等の生徒が就労選択支援事業所に通所する場合、長期休業期間中のほか、授業日に通所する場合も想定される。

### 方向性

- 特別支援学校等の生徒が就労選択支援の利用を希望する場合に、学校においても理解・配慮いただきたいこと、学校と就労選択支援事業所等との連携を図ること等を依頼する。（厚労省・文科省連名通知において教育委員会等あて通知予定）
- 特別支援学校等の生徒が、就労選択支援を受けるために登校できない日については、校長の判断により「選抜のため学力検査の受検その他教育上特に必要な場合で、校長が出席しなくてもよいと認められた日数」として「出席停止・引等の日数」に計上することが可能であることを示す。（厚労省・文科省連名通知において教育委員会等あて通知予定）


# 特別支援学校等の在学者に対する就労選択支援の実施

- 卒業後の進路選択を考える上で、アセスメントした情報を活用できるように、3年生以外の各学年でも利用が可能
- 必要に応じて、在学中に複数回利用することも可能
- 従来の職場実習・施設実習を、就労選択支援のアセスメント場面に活用することも可能



生徒

卒業後、  
自分にできる仕事は？  
自分に合うサービス（事業所）は？



保護者

卒業後、自分の子どもは  
どんな働き方ができるのか？  
本人に合うサービス（事業所）は？



先生

生徒が希望する進路先は？

## 特別支援学校高等部における年間スケジュール（例）

※矢印（⇄）期間内のいずれでも実施可能とし、状況等に応じた柔軟な実施ができる

学年	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1年	入学		保護者面談	職業ガイダンス						保護者面談		
2年				保護者面談					保護者面談			
3年				保護者面談					保護者面談			卒業

## 8. 就労選択支援と他のサービスとの同日の利用について

### 概要

- 障害福祉サービスは、報酬が重複しない利用形態であるならば、市町村がその必要性について適切に判断し、特に必要と認められる場合は併給を妨げないものとしている。（介護給付費等の支給決定等について（平成19年障発第0323002号部長通知））

### 方向性

- 就労選択支援も、他のサービスを同日に利用することが想定され、例えば、以下のようなサービスについて支援内容・報酬に重なりはなく、同日に併給できる。

#### ①放課後等デイサービスとの同日利用

（例）満18歳未満の障害児が、日中に特別支援学校に出席する代わりに就労選択支援を利用した後、夕方に放課後等デイサービスを利用する。

- ・就労選択支援は、授業の時間帯も活用して、卒業後の就労に向けて客観的かつ専門的なアセスメント等を行うサービスである一方、放課後等デイサービスは、授業の終了後等に生活能力の向上のために必要な支援等を行うサービスであって、就労に向けたアセスメント等の支援は含まれない。そのため、支援内容・報酬に重なりはなく、同日に併給できる。

#### ②障害児入所施設との同日利用

（例）障害児入所施設の入所児童が、日中に特別支援学校に出席する代わりに就労選択支援を利用する。

- ・就労選択支援は、就労に関する客観的かつ専門的なアセスメントを行うサービスである一方、障害児入所支援は、保護や日常生活における基本的な動作及び独立自活に必要な知識技能の習得のための支援を行うサービスであるが、就労に向けたアセスメント等の支援は含まれない。そのため、支援内容・報酬に重なりはなく、同日に併給できる。

（参考）障害福祉サービスの日中活動サービス（※）については、どちらも日額報酬であり、日中のまとまった時間帯の支援が想定されていること、就労移行支援体制加算が算定でき、就労に向けた支援が想定されていることから支援の重なりがあると考えられ、就労選択支援の報酬を算定した場合には、同日に他の日中活動サービスの報酬は算定できない。（相互の合議による報酬の配分により、両サービスを同日に利用することを妨げるものではない。）

（例）午前に就労継続支援B型を利用し、午後に就労選択支援を利用する

※日中活動サービス…生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練を含み、宿泊型自立訓練を除く）、就労移行支援及び就労継続支援（A型・B型）

## 9. 中立性の確保について

### 概要

- 就労選択支援の趣旨は、障害者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援することであり、そのためには、中立性を確保し、客観的な視点から事業が実施されることが重要。
- 令和6年度報酬改定の概要では、中立性の確保について、以下の内容を示している。
  - ・ 正当な理由なく、就労選択支援事業所において前6月間に実施したアセスメントの結果を踏まえて利用者が利用した指定就労移行支援、指定就労継続支援A型又は就労継続支援B型のそれぞれの提供総数のうち、同一の事業者によって提供されたものの占める割合が100分の80を超えている場合には、200単位を所定単位数から減算する。ただし、地域において、利用者が利用可能な就労移行支援、就労継続支援A型又は就労継続支援B型事業所が1か所しか存在していない等、特定の事業所を利用することについて、正当な理由がある場合は減算しない。（特定事業所集中減算）
  - ・ 市町村が、必要以上に就労選択支援を支給決定しないよう、支給決定事務処理要領において示す。
  - ・ 事業者は、他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者から、利用者又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を收受してはならないこととする。
  - ・ 本人へ提供する情報に誤りや偏りがないよう多機関連携会議を開催することとする。

### 方向性

- 事業の中立性の確保の観点から、上記の内容に加え、以下の内容を技術的助言として示す。
  - ・ 就労選択支援事業は地域の連携が重要であることから、都道府県知事が必要と認める場合には、就労選択支援を行うおととする者は、事業指定の申請にあたり、協議会や市町村等に対し、運営方針や活動内容等を説明し、当該協議会等による評価を受け、その内容を都道府県知事に提出する。
  - ・ 就労継続支援や就労移行支援を利用中の者が、当該サービスに係る受給者証の更新や事業所の変更を検討するに当たって就労選択支援を利用する場合、アセスメントや情報提供の客観性を担保するため、当該サービスを提供している事業所と同一の法人が運営する就労選択支援は利用できないものとする。ただし、近隣に別の法人が運営する就労選択支援事業所や就労移行支援事業所がない場合は、同一法人が運営する就労選択支援の利用を認める。

# ①就労支援部会

## R6年度報告及びR7年度計画

### —R6年度報告—

- ・勉強会

  - 就労移行とは

  - 事例検討

  - ひきこもりからの就職

  - 障害者雇用の実態

  - 就労継続A型支援事業所のトークセッション

- ・グループワーク

  - 相談支援事業所との連携、在宅ワーク、ITを活用した働き方など

### <総括>

R6年度就労支援部会では、主に勉強会とグループワークをメインに実施しております。  
2か月に1回のペースで実施し、平均20名弱の方々の参加がありました。

## R6年度報告及びR7年度計画

—R7年度計画—

<目標>

- ①各事業所の**情報共有**を図り、ネットワークを通じて**支援体制づくり**を図る。
- ②**企業に対する雇用率を上げる**ために就労支援部会でできることを明確にする。
- ③勉強会等を通し、**支援者の支援スキルアップ**を図る。

## R6年度報告及びR7年度計画

<実施内容>

- 障がい者雇用の受け入れ企業の増加を目指した取り組み方法を検討
  - ・障がい者雇用の受け入れ企業の増加を目指し、啓発・広報などの働きかけを部会内で議論する
- 就労選択支援事業の情報共有及びネットワークの強化
  - ・就労選択支援の運用方法についての勉強会を実施し、知識を身に着ける
  - ・就労支援部会の部会員同士で情報共有・情報交換を行ない、地域課題を明確にする
- 支援者の支援スキルの向上アップセミナーを実施
  - ・支援者の支援スキルの向上を目指し、勉強会を実施。  
(※勉強会の具体的な内容については部会内で検討する)

## ②精神保健福祉部会

### 医療と高齢者分野とピアサポーターとの連携について

#### (目的)

入院治療の必要がなくなったにもかかわらず、精神科病院に入院を余儀なくされている人が当たり前で退院し、地域で生活できる地域づくりを目指して活動する。併せて、地域で生活する疾病に罹患している人達が、疾病故に生じる問題から『地域での生活が困難である』などという誤った社会的な誤解や偏見が生じないように、正しい病気に対する理解を促すと共に生きづらさを抱える人たちの支援を行なっていく。

(高松圏域自立支援協議会ホームページより抜粋)

#### (令和6年度の部会の取り組み)

- ①高松圏域内の医療機関に地域支援者（基幹相談支援センター・地域移行支援事業者・ピアサポーター）が訪問して、連携しやすい関係づくりのための企画を4回実施
- ②高齢者分野のヘルパー職員向け研修の企画（令和7年度実施予定）
- ③ピアサポート活動の推進に関する検討と①の企画のメニューを実施

## 医療と高齢者分野とピアサポーターとの連携について

**(令和7年度の取り組み目標)** ※前年度からの活動を継続予定

2月ごとの部会においては、各委員会の報告や協議、合わせて精神科医療機関・部会メンバー間の情報交換等を実施し、その際、課題等があれば検討を実施。また、ピアサポーターやスーパーバイザー（精神保健福祉分野）の派遣についても活動報告・協議等を行う。

加えて、各委員会ごとに

- ①高松圏域内の支援者交流企画として、精神科医療機関、基幹相談支援センター、特定・一般相談支援事業者、ピアサポーターらが連携しやすい関係づくりのための企画（集合型交流会や出張型など）
- ②高齢者分野ヘルパー職員との合同研修の企画と開催
- ③ピアサポート活動の推進に関する検討（新たにピアサポーターを増員）

## ③相談支援事業所部会

## R6年度 部会活動 一報告一


- ①毎月1回 定例会実施。※運営委員会 月1回・研修企画委員会 適宜 実施。
- ②実施内容／GSV 5回、部会内研修 7回、GW 2回(適宜ミニGW)
- ③研修内容／メインテーマ「虐待対応について～行政との連携～」(全2回)  
「児童の相談について」(全2回)
- ④その他活動
  - ・R6年4月「高松圏域相談支援事業所 相談支援専門員の在籍調査 (R6.4付)」実施
  - ・R7年1月 検討会による「災害時緊急時を意識したアセスメントツール」が完成

## R7年度 部会活動 一計画一

- ①毎月1回 定例会実施予定。※運営(研修企画)委員会 月1回 予定。
- ②内容／GSV、部会内研修、GW
- ③研修内容／メインテーマ「教育と福祉の連携について」(全2回)  
他「就労選択支援事業」「共同体制」「業務の効率化と運営」
- ④その他活動
  - ・GSVの普及と継承に向けてファシリテーターとなる人材育成
  - ・サビサポ研修

## アセスメント票

受付No.		アセスメント実施回数	回目
実施日	令和 年 月 日	過去のアセスメント実施日	回目(平成 年 月 日) 回目(平成 年 月 日)
フリガナ 本人氏名		記入者	(所属) (職名) (氏名)
障害程度 区分	<input type="checkbox"/> 非該当 <input type="checkbox"/> 区分1 <input type="checkbox"/> 区分2 <input type="checkbox"/> 区分3 <input type="checkbox"/> 区分4 <input type="checkbox"/> 区分5 <input type="checkbox"/> 区分6 (前回の区分: ) 【有効期間:平成 年 月 日～ 年 月 日】		
手帳情報	<input type="checkbox"/> 身体 <input type="checkbox"/> 知的 <input type="checkbox"/> 精神 【その他の特記事項】 手帳番号 : 等級・程度 : 当初交付年月日 : 有効期限 : 障害名 :		
年金	<input type="checkbox"/> 国民年金 <input type="checkbox"/> 厚生年金 <input type="checkbox"/> 障害基礎年金 ( 級) <input type="checkbox"/> その他 ( )		
医療保険 障害保険	<input type="checkbox"/> 国民健康保険 <input type="checkbox"/> 健康保険 <input type="checkbox"/> 生活保護 (他人介護料 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 ) <input type="checkbox"/> 自立支援医療 ( ) <input type="checkbox"/> 特定疾患医療受給者証 <input type="checkbox"/> 重度心身障害者等受給資格者証		
障 害 者 本 人 の 概 要	生育歴・生活歴		
	現病・既往・障害歴	主たる障害名等 従たる障害名等 病院受診歴(障害原因、治療経過) 現在の障害・疾病状況、障害部位 今後の所見、予後 服薬(薬名、頻度)	

		医療機関名	主治医	初回受診日	病名	特記事項
医療との 関わり	Tel:					
	Tel:					
	Tel:					
障害者 本人の 概要	<input checked="" type="checkbox"/> 現在利用しているサービス(フォーマル・インフォーマル含む) <input type="checkbox"/> 福祉用具  <input type="checkbox"/> 医療器具					
	<input checked="" type="checkbox"/> 現在使用している福祉用具					
	<input checked="" type="checkbox"/> 趣味・楽しみ・特技					
	<input checked="" type="checkbox"/> 一日の生活・過ごし方  <div style="text-align: center;"> </div>					
<b>■特記事項</b> <b>【緊急・災害チェック票】</b> ハザードマップ <input type="checkbox"/> 洪水 <input type="checkbox"/> 土砂 <input type="checkbox"/> 高潮 <input type="checkbox"/> ため池 <input type="checkbox"/> 避難困難 ※ハザードマップ上では拾えないが、何らかのリスクがある 避難行動要支援者名簿登録 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 個別避難計画作成 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 ( <input type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 不要 )						
						 ハザードマップポータルサイト
<b>※避難先</b> <input type="checkbox"/> 自宅避難 <input type="checkbox"/> 避難所 【 (移動手段: 移動時間:約 分)】 把握できていれば記入 <input type="checkbox"/> 親戚・知人の家 【 (移動手段: 移動時間:約 分)】 <input type="checkbox"/> その他 【 (移動手段: 移動時間:約 分)】						

## 本人の状況

## 1 生活基盤に関する領域

項目	チェック内容			本人の能力と制限 環境の能力と制限	気づいたこと 気になること
	実態	希望	援助等の有無		
経済環境 (財産管理含む)					
住環境					
領域における 課題 ニーズ					
現在関わっている関係機関					
今後関わりが必要な関係機関					

## 2 健康に関する領域

項目	チェック内容			本人の能力と制限 環境の能力と制限	気づいたこと 気になること
	実態	希望	援助等の有無		
服薬管理					
病気への配慮					
食事管理	<input type="checkbox"/> 食事形態 <input type="checkbox"/> 嗜好 <input type="checkbox"/> 食物アレルギー( )				
体力					
領域における 課題 ニーズ					
現在関わっている関係機関					
今後関わりが必要な関係機関					

携帯電話の使用				
タブレットの使用				
筆記				
領域における 課題 ニーズ				
現在関わっている関係機関				
今後関わりが必要な関係機関				

## 5 社会生活技能に関する領域

項目	チェック内容			本人の能力と制限 環境の能力と制限	気づいたこと 気になること
	実 態	希 望	援助等の有無		
人間関係	<input type="checkbox"/> 近隣との関わり <input type="checkbox"/> 身近な相談者 (                      )				
屋外移動	(近距離移動)				
	(長距離移動)				
金銭管理 (生活費管理)					
危機管理	戸締り				
	火の始末				
災害	防災の備え 備蓄の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無      ※災害対応の手引き参照 車 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 ペット <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 薬 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無				 高松市役所ホームページ 【災害対応の手引き】
	想定される避難対応	自力対応 <input type="checkbox"/> 可能 <input type="checkbox"/> 不可			

避難先			
緊急 連絡先	①氏名	関係	
	②氏名 連絡先	関係	

## 6 障害状況により特別な配慮が必要な領域

項目	チェック内容			本人の能力と制限 環境の能力と制限	気づいたこと 気になること
	実態	希望	援助等の有無		
行動障害等に 関すること					
身体状況に 関すること					
領域における 課題 ニーズ					
現在関わっている関係機関					
今後関わりが必要な関係機関					

## 7 社会参加に関する領域

項目	チェック内容			本人の能力と制限 環境の能力と制限	気づいたこと 気になること
	実態	希望	援助等の有無		
日中活動					
余暇					
趣味					
旅行					

## ④身体障害者支援部会

### 令和6年度実績報告

- ・ 居宅サービス事業所部会のアンケート実施に合わせて、日常生活用具給付についてのアンケート実施。(8月)  
⇒次年度に向けて、アンケート方法など再検討。
- ・ 香川県聴覚障害者福祉センターに訪問し、聴覚障害者の現状と課題について聞き取り実施。(9/6)
- ・ 香川県視覚障害者支援センターが主催する国際白杖の日啓発デーに参加。(10/6)
- ・ 重心障害者の方が居住するシェアハウスの防災企画に参加。(10/26)

身体障害者支援部会は部会員が少ないため、ほかの部会と良い関係を作りながら、協力できることがあれば、今後も他部会と共同しながら、地域の課題を抽出していく

## 令和7年度予定

部会は2か月に1回。(4・6・8・10・12・2月)

- ・日常生活用具給付の現状と課題を高松市担当者と共有(4/16)

命にかかわるところ、緊急性の高いもの、意見が多く出ている物品など、対象品目を絞って、スタンダードな物品の基準額の変動なども調べる必要あり。専門部会など強いところにも協力依頼必要では?⇒発電機、ベッド、マットレス、視覚障害、聴覚障害など。

- ・身体障害者のピアサポーター周知のチラシ作製
- ・防災について

高松市内の自治会で避難訓練盛んな地域に見学・身体障害者の受け入れ体制確認など。

## ⑤知的障害者支援部会

## 【R6年度実績報告】

○部会開催…5月、7月、9月(2回、うち1回は当事者参加)、11月、2月

計6回

権利条約 勉強会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・9月に当事者参加での部会を開催し、権利条約の勉強会を行った</li> </ul> <p>当事者の想いを伺う、良い機会になった。また、より活発に意見が出し合えるような環境づくりや、進行についての課題も見られたため、R7年度の部会で改善していきたい。</p>
支援学校での 課題について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県自立支援協議で作成されたフローチャートを部会内で共有</li> </ul>
強度行動障害 (SV派遣)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業についてメールでの普及啓発</li> <li>・今年度の実績…相談3件（うち、SV派遣は2件）</li> </ul>

## 【7年度の目標】

○部会開催…年6回

当事者参加 部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・参加してもらう機会を2回に増やす</li> <li>・参加者同士が意見を出しやすい会になるように、内容や開催頻度を改善する</li> <li>・当事者の意見や思いを活動に反映していきたい</li> </ul>
強度行動障害 (SV派遣)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業についてメールやチラシ配布での普及啓発</li> </ul>

○7年度予算	印刷代	5000
	ピア謝金 (2,000×5名×2回)	20,000
	SV派遣チラシ印刷代	5,000
	雑費	5,000
	<b>合計</b>	<b>35,000</b>

## ⑥発達障害部会

### 令和6年度発達障害部会活動報告

#### 活動内容

- ・部会：3回実施
- ・運営委員会：9回実施

「若年者」「困窮」とキーワードに関係機関にオブザーバーから現状と課題について部会内で共有した結果、困りごとを抱えた際の相談先に関する情報発信を学生時代から行う必要があるのではないかとの意見がまとまり、市内のサポート校に聞き取り調査を行った。

## 令和7年度計画

昨年度の部会において協議されたことをもとに、若年者が活用しやすい情報発信の手法や内容について運営委員会で検討し、関係機関からオブザーバーを招いた部会において関係機関にも意見を求める。

作成したリーフレットを配布するとともに、より若年者が触れやすい情報発信の手法についても検討することとする。

## ⑦こども部会

#### 令和6年度報告

- ・本部会の開催（5月,10月,12月年間3回実施）高松市、三木町、直島町との連携・情報共有
- ・新規事業等のホームページ記載・更新
- ・児童発達支援・放課後等デイサービス事業所連絡会開  
R7年1月22日（水）10:00～12:00  
（ハイブリット方式で開催）32事業所38名＋役員8人（行政からの回答・グループワーク）
- ・相談支援部会の研修実施  
R7年2月20日（木）9:30～11:00「児童の相談支援」

#### 令和7年度計画

- ・本部会の開催（年3回）
- ・児童発達支援・放課後等デイサービス事業所連絡会の開催（1～2回）
- ・高松市、三木町、直島町の療育についての体制作りへの取り組みや情報共有
- ・教育と福祉の連携強化

### こどもを担当する相談支援専門員不足の解消について

・児童の計画相談の依頼件数が増えているが、児童を担当出来る相談支援専門員が少ない。原因の1つに、「児童の計画作成は難しい」、という苦手意識があることがわかった。相談支援部会からの依頼を受け、児童の相談支援専門員不足解消に何かできることはないかを部会で検討していく。

（具体案）

1. 研修の実施
2. 児童発達支援・放課後等デイサービス事業所に対し、相談支援事業所開設のお願いを行う

## ⑧医療的ケア部会

現場で関わる職員の質の向上（相談支援専門員・訪問看護師）について

★医療的ケア児等コーディネーターを持つ相談支援専門員と、訪問看護師を対象にフォローアップ研修を実施した。

課題：県主催のフォローアップ研修と圏域のフォローアップ研修とが混在しているケースが見受けられた。（参加率の低迷）今後は、県と圏域の研修内容を、明確にし、より現場に即した研修を企画していく。

★高松市の医療的ケア児の台帳作りに関しては、関係する課で、就園就学（小学校・幼稚園・保育園・こども園等）を目的に、夏頃、情報共有をすすめることとした。→情報が入っていないケースに早い段階で就園就学について、アプローチができる

\*現場の課題を明確に出していけるよう、令和7年度以降のメンバーを再検討した。

## ⑨居宅サービス事業所部会

### 居宅介護や重度訪問介護等の サービス内容に関する事業所格差問題について

(課題)

- 「指定訪問介護事業所の事業運営の取扱等について」(平成12年11月16日付老振第76号通知)は障害福祉サービスに適用又は準用されないため、必要な支援内容は市町村が個々の利用者の障害の状況等に応じ判断しなければならない。

※厚生労働省 令和7年3月障害保健福祉関係主管課長会議資料5 P25、P86

- 厚生労働省通知の「医師法第17条、歯科医師法第17条及び保健師助産師看護師法第31条の解釈について」と同通知のその2によって、介護現場における医行為に関する考え方が示されている。
- この他、マッサージや整容目的のT字カミソリでの髭剃りについても、様々な解釈で出来る出来ないの判断が曖昧である。

(部会としての対応)

- ① イベントにて上記の通知等を紹介し、介護保険では出来ないが障害福祉ではサービス可能な内容がある点を理解してもらう。
- ② イベントにてサービスが適切かどうか悩んだケースの報告をしてもらう。
- ③ 報告されたケースをまとめて個々の利用者の状況によっては提供可能かどうかを各市町に確認し、高松圏域の居宅系サービス事業所に提示する。

## ⑩当事者団体・家族会部会

合理的配慮について周知啓発活動を実施していく

昨年度から合理的配慮についての取組みを部会メンバーと協議して、権利擁護部会からも助言を頂いた。大きな目標としては、障がい者に対する合理的配慮について地域に周知啓発を行っていきたい。

(具体案)

1. 部会メンバーで合理的配慮の研修の実施
2. 既存のイベントに参加し合理的配慮に関するチラシ配布（ナイスハートバザーなど）

## ⑪B型事業所部会

利用者の方にとって有意義なB型事業所を増やしていく  
ために

B型事業所に関しては、障がい者の一般就労や工賃向上を引き続き主要なテーマとして国が掲げている一方で、現場では利用者の方の重度化・高齢化がより進んでおり、様々な問題が山積している。障がい者の多様な、より豊かな働き方を実現していくために、事業所間での意見交換や情報共有を部会を通して活発に行い、有用なネットワークの構築を目指す。

(具体案)

1. 事業所見学会の実施

見学対応可能な事業所を見聞することにより自分の事業所にも参考にして取り入れられそうなものを学び、お互いの困りごとを気軽に相談しながら解決していけるような顔の見える関係性づくりを目指す。

2. 研修会（座談会）の実施

①現場支援者向け、②管理職向けの意見交換会を、それぞれ興味・関心のあるテーマを設定して実施し、情報共有を図ることにより様々な悩みや課題を解決しながら以降にも活かせるようなネットワークづくりを行う。



## ⑫権利擁護部会

## 令和6年度権利擁護に関する研修の実施

### 研修内容

- ・ 障害者差別解消法勉強会 9月6日（金）実施
- ・ 意思決定支援（基礎編）11月27日（水）実施
- ・ 意思決定支援（実践編） 2月10日（月）実施
- ・ 虐待防止研修 3月12日（水）実施

圏域の権利擁護意識が高まるような研修を企画し実施した。

各部会と連携を図りながら権利擁護に関する情報収集に努めた

## 令和7年度権利擁護に関する研修等の企画

- ・ 毎月定例曜日の部会開催（第3水曜日10時～）
- ・ 各部会との連携による権利擁護に関する課題の収集
- ・ 権利擁護に関する研修会の開催
- ・ 意思決定支援研修（基礎編）7月18日（金）10時30分～
- ・ 意思決定支援研修（実践編）9月22日（月）13時30分～
- ・ 障害者差別解消法研修 12月5日、6日、8日のいずれか1日
- ・ 障害者虐待防止研修 3月3日（火）13時30分～

会場は差別解消法のみ三木町防災センター、他はリハセンター

差別解消法研修については福祉事業所のみならず一般企業にも声をかける予定

## ⑬ グループホーム部会

### 令和6年度のグループホームWGの活動

#### 【開催状況】

- ・ 4/16：R5年度の振り返りなど
- ・ 6/16：交流会の確認など
- ・ 6/26：第1回グループホーム交流会（参加者：13名）
- ・ 7/4：交流会の振り返り
- ・ 9/9：第2回交流会について
- ・ 11/20：第2回グループホーム交流会（参加者：18名）
- ・ 11/25：第2回交流会の振り返りなど
- ・ 1/24：グループホーム見学会（参加者：15名）
- ・ 3/5：見学会の振り返り、来年度に向けてなど

#### 【部会化に向けて】

- ・ 各事業所からの声の中で、「地域との連携（地域連携推進会議含む）」、「職員間の連携」、「事業所運営」、「利用者支援」、「人材育成」などの話題が取り上げられた。特にGHは夜間支援者などへの研修開催などの課題もあり、事業所が孤立しがちな側面もある。これら交流会や見学会などの意見交換により、各事業所に様々な課題などがあることを共有。GHごとの困り感を共有できる場が必要であることなどから、来年度の部会化が必要だと結論づけた。

## 令和7年度グループホーム部会活動予定

- ・ 4/15：第1回部会（第1回交流会の企画など）
- ・ 6/16：第1回グループホーム交流会
- ・ 7/25：第2回部会（交流会の振返り、第2回交流会の確認など）
- ・ 9/5：第2回交流会
- ・ 1/5：第3回部会（交流会の振返りと見学会の確認など）
- ・ 1月中：グループホーム見学会
- ・ 2月中：第4回部会（年度の振返り等）

※令和7年度は新メンバーを増やした。交流会等に多くのGHに参加をしてもらえるように企画、運営をしていきたい。交流会は管理職向け（第1回）と現場職員向け（第2回）に分けて開催予定。

## ⑭移動支援サービス検討 ワーキンググループ

## 移動支援事業を希望しても、利用できないという課題

### (目的)

これまでに居宅サービス事業所部会の実施したアンケートと協議の結果から浮かび上がった具体的な提案をさらに圏域の自治体と検討できるようにWGを設置。

移動支援サービスを希望する障害のある方がより利用しやすくなるように制度の変更や支援の仕組み、ヘルパー確保の課題について協議を行なう。

### (取り組み)

- ①利用対象者の要件の見直し
- ②グループ支援導入の検討（他県の状況確認、支援のシュミレーションなど）
- ③支援事業所・ヘルパー人員確保の対策（報酬単価の見直し、人材確保の方法など）

⑮事務局

## R6年度の取り組み

①要綱と会則を見直し、地域の関係団体等が協議会に参画できる枠組みをつくる。

⇒作成しR6年度第2回全体会にて承認を得た。

②各部会の共通した課題を抽出し、協議会全体の取り組みとして取り組む。

③新しくできる権利擁護部会を中心に、圏域内の権利擁護の取り組みを推進する。

④圏域内のグループホーム（以下GH）のスタッフが、他法人のスタッフと交流しながら、研修や事業所見学等の機会を創設し、それらを通して、GH同志が恒常的に連携・協力できるようになる。（GH交流企画WG）

⇒②～④の取り組みは各部会等から報告あり。

外部からの視察をいただいた。

・9月 美馬市・つるぎ町自立支援協議会より視察有り。 ・3月 香川県障害福祉課より視察有り。

いただいたご感想等から

・委員会やWGを作ったり、新しい部会を立ち上げたりと柔軟に運営されている点が参考になった。

・「『協議会をこうしていきたいという気持ち』が伝染していく」というような発言が印象に残っている。誰か一人が頑張っても地域は良くなっていかないのでは、引っ張ってくれる人の熱意にみんなが感化していくといいなと感じた。

・地域課題は多く、かといって現状でも部会数が多いので、スクラップ&ビルドが必要。部会を解散する時の会則も必要なのではないか。

・地域の方や企業の方など、協議会にNew comer(地域やコミュニティに新しく参入する人・新参者) にかかわってもらうかも考える必要があるのではないかと。

## R7年度の目標の設定にあたり

・あらためて、高松圏域自立支援協議会が何を目標に活動しているかを掲げることとした。

・役員2年任期を設定したこと、年度をまたいで継続する活動も多いことに合わせて2年目標期間を2年に設定した。

## 高松圏域自立支援協議会が目指す地域

障がいがあっても、その人らしく暮らすことができ、障がいがない人とともに支え合って生きる地域

## そのために果たす役割

個別事例を通じて明らかになった地域の課題を共有し、具体的に官民で協働し課題を解決するために必要な協議、調整、企画等を行う。

## 2年間目標（R6、R7）

ひらかれた協議会となるように必要な手立てをおこなう。

## 協議会全体として取り組むこと（R6、R7）

① R8年度の役員交代を控え、運営会議等で必要な協議をしながら、滞りなく移行を進める。

② 協議会の現状、課題等を、誰もが簡潔に共有しやすい仕組みを整える。

③ 成年後見人制度や就労選択事業等、新しい制度の動きに注視し、必要な検討、研修等を行う。

# 香川県自立支援協議会報告

圏域マネージャー

権利擁護部会

地域移行部会

令和6年度に開催した各部会における議題

資料 1

運営部会

回数	開催日	議題
1	6月12日	(1)令和6年度圏域相談支援機能強化事業について(通年で協議) ・OJTの活用、アドバイザー派遣の活用について ・今年度実施の研修について(R6年度報酬改定、基幹相談支援センター設置) (2)各圏域での課題、今年度の検討課題について
2	9月12日	(1)若年性認知症の人の就労・社会参加について (長寿社会対策課・若年性認知症支援コーディネーター参加) (2)各圏域の課題について ・社会資源(ヘルパーなど)の不足、障害児相談支援の増加等 (3)基幹相談支援センター・地域生活支援拠点等の設置についての市町向け調査
3	12月13日	(1)各圏域・市町の基幹相談支援センター等の設置について (2)障害者地域生活支援体制整備事業「全国ブロック会議」について ・各圏域の協議会の取組み等について (3)県協議会の体制について ・各部会と地域協議会との連携 ・児童発達支援センターとの連携やセンターのネットワークづくり
4	3月12日	(1)かがわ高次脳機能障害支援センターの取組みについて、情報交換 (かがわ高次脳機能障害支援センターコーディネーター参加) (2)各圏域の課題等について (3)県協議会の体制について

人材育成部会

回数	開催日	議題
1	4月23日	(1)令和6年度相談支援従事者研修等について ・相談支援従事者初任者研修について ・相談支援従事者現任研修について ・相談支援従事者主任研修について ・サービス管理責任者等研修・強度行動障害支援者養成研修について (2)相談支援基礎講座について
2	7月2日	(1)令和6年度相談支援従事者研修について (2)令和6年度相談支援従事者主任研修について ・候補者の選定 (3)サービス管理責任者等研修・強度行動障害支援者養成研修について (4)相談支援基礎講座について ・他県の取組みについて
3	10月22日	(1)令和6年度及び7年度相談支援従事者研修について ・初任者研修、現任研修の実施結果報告 ・主任研修受講対象者要件について (2)サービス管理責任者等研修・強度行動障害支援者養成研修について (3)相談支援基礎講座について ・プログラムについて検討
4	1月28日	(1)令和6年及び7年度相談支援従事者研修等について ・実施報告及び計画 ・研修講師体制について ・主任研修の受講者について (2)サービス管理責任者等研修 (3)専門コース別研修(意思決定支援コース)について (4)相談支援基礎講座について

## 地域移行部会

回数	開催日	議題
1	5月8日	(1)地域移行部会で取り扱う課題等について (2)施設での地域移行についての意向確認について (3)精神障害にも対応した地域包括ケアシステムについて
2	8月7日	(1)入所施設等から地域移行を推進するための取組みについて ・各圏域でのヒアリング結果について共有、意見交換 (2)ピアサポーター養成研修について
3	11月6日	(1)若年性認知症の人の就労・社会参加について (長寿社会対策課・若年性認知症支援コーディネーター参加) (2)入所施設等から地域移行を推進するための取組みについて (障害者支援施設・障害児入所施設サービス管理責任者等との情報交換) ・個別支援計画策定会議への本人参加 ・意思決定支援 (3)精神障害にも対応した地域包括ケアシステムについて
4	2月5日	(1)香川県地域定着支援センターの現状等について ・矯正施設からの地域移行事例紹介、地域移行支援について情報交換 (2)精神障害にも対応した地域包括ケアシステムについて (3)入院者訪問支援事業について

## 権利擁護部会

回数	開催日	議題
1	5月28日	(1)令和4年度全国及び香川県における障害者虐待防止事例への対応状況等調査報告 (2)圏域ごとの権利擁護に係る取組みについて (3)成年後見制度の普及啓発、利用促進について
2	8月27日	(1)高松家庭裁判所より令和5年度成年後見、未成年後見関係事件の申立件数等の報告 (2)令和6年度香川県障害者虐待防止研修の項目について (3)市町担当者向け障害者虐待防止研修の項目について (4)成年後見制度の普及啓発、利用促進について
3	11月26日	(1)虐待防止市町担当者会について (2)国の障害者虐待防止研修について (3)令和6年度香川県障害者虐待防止研修の実施について (4)成年後見制度の普及啓発、利用促進について
4	2月25日	(1)令和6年度香川県障害者虐待防止研修の実施について (2)令和7年度権利擁護(虐待防止・成年後見)に係る取組みについて (3)成年後見制度に係る民法改正について

## 医療的ケア部会

回数	開催日	議題
1	7月25日	(1)香川県医療的ケア児等支援センター「ソダテル」事業報告及び事業計画について (2)医療的ケアを必要とする障害児・者に対する取組みについて ・医療的ケア児保育支援事業(子ども政策課) ・小児慢性特定疾病児童等自立支援事業(子ども家庭課) ・医療的ケア運営協議会・医療的ケア看護職員及び関係教職員の専門性向上に関する研修の実施(特別支援教育課) (3)令和6年度 香川県医療的ケア児等実態調査について (4)各圏域の医療的ケア部会について ・台帳づくり、フォローアップ研修、協議会への医師の参加等
2	2月27日	(1)香川県医療的ケア児等支援センター「ソダテル」事業実施報告について (2)令和6年度 香川県医療的ケア児等実態調査結果について (3)令和7年度 実施事業について ・ソダテルの事業計画について ・香川県医療的ケア児一時預かり環境整備事業について (4)災害対策について ・トヨタカロラ香川(株)との防災勉強会 ・三豊市の医療的ケア児への取組み(危機管理課との連携) (5)令和7年度医療的ケア部会の体制について ・健康福祉総務課難病担当の参加等

## 医療的ケア児 一時預かり環境整備事業（案）

## 1 目的

家族の負担軽減・レスパイトや就労を支える観点から、児童発達支援事業所において医療的ケア児の一時預かり（医療的ケア、入浴介助、見守り等）に係る環境整備を図る。

## 2 具体的な事業内容

## ①一時預かり

## ○実施事業者

県が委託する児童発達支援事業所（重症心身障害児を対象とする事業所及び旧医療型児童発達支援センター）で医療的ケア児の一時預かりを行うもの。

## ○対象者

- ・0歳6か月から6歳までの医療的ケア児（未就学児）（0歳児は保護者同伴が望ましい。）
- ・受給者証（障害者手帳）は要件としない。

## ○実施内容

- ・実施期間：令和7年4月1日～令和8年3月31日
- ・利用時間：事業者が定めるサービス提供時間内で30分以上とし、時間上限は、各事業所が定める。
- ・安全に配慮し、利用者の病状が急変した場合等においては、速やかに保護者に連絡の上、主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等必要な措置を行う。

## ○一時預かりの流れ（案）（別紙フロー図参照）

- ・以下の流れに沿って、一時預かりを実施する。
  - 1 利用者（状況によっては保健師、医師）からソダテルへ相談
  - 2 利用者の意向を確認し、一時預かりの希望があれば、預かりに必要な様式（本人情報、医療的ケア等の情報等）を取得する。
  - 3 利用者が主治医に連絡し、主治医から「意見書、指示書」を受領し、ソダテルへ渡す。
  - 4 ソダテルが、利用者の預かり希望日や利用場所希望をヒアリングし、事業所と調整（日時調整、様式を共有）。
  - 5 利用者と事業所面談（電話、メール、来所、訪問など）、また、各事業者が預かる際に必要な事柄があれば、ここで実施。
  - 6 一時預かりを実施
  - 7 ソダテルから利用者に対しフォローアップを実施（利用状況確認、意見の吸い上げ）
  - 8 月に一度、実績報告をソダテルに行い、ソダテルは各事業所に一時預かりの費用を支払う。
- ※ 次回利用時は、1→4→6→7→8の流れで実施（2、3、5は初回のみ）。

## ②環境整備

## ○実施内容

①の実施事業者には、環境整備として、必要な備品等の購入費用を助成する（ただし、必要な備品・設備がないために医療的ケア児等の受入れが行えない場合に限る）。

- ・備品等は、聴診器、除圧マット等、一時預かりに必要なものを対象とする。

## 3 委託料

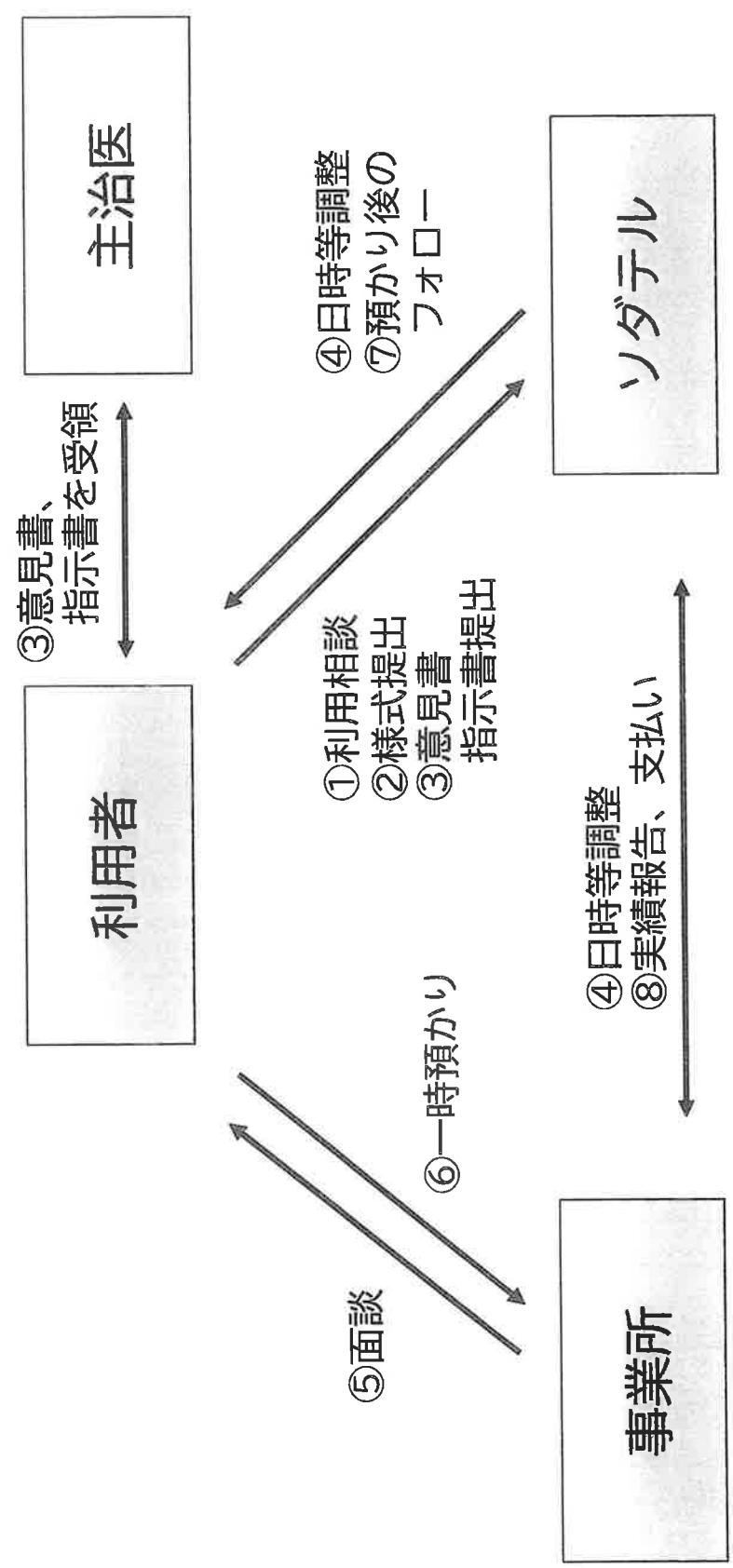
## ①一時預かり

- ・1回の預かりで22,000円/日。預かり回数は、最大1人あたり年7日まで。

## ②環境整備

- ・最大80,000円まで県が負担する（前述のとおり、必要な備品、設備がないために医療的ケア児等の受入れが行えない場合に限る）。

医療的ケア児一時預かりフロー図



## 香川県障害者芸術祭 2025 開催要項

- 1 目 的 障害者の作品等を発表する場を確保することや作品等を通じて障害者理解が進むこと、また、障害者が文化芸術に取り組む契機となることなどを目的に、本芸術祭を開催するものである。
- 2 日 時 令和 7 年 10 月 13 日 (月) 10:00~17:00 (作品展)  
11:00~16:00 (ステージイベント)  
10:00~16:00 (物販・ワークショップ)  
14 日 (火) 10:00~15:00 (作品展)
- 3 会 場 サンポート高松・高松シンボルタワーホール棟 1 階  
(デックスギャラリー、市民ギャラリー、コミュニケーションプラザ)  
高松市サンポート 2-1
- 4 主 催 香川県障害者芸術祭 2025 実行委員会
- 5 共 催 香川県 香川県教育委員会 NPO 法人 香川県知的障害者福祉協会  
(予 定) 香川県救護・身障施設協議会 香川県手をつなぐ育成会  
香川県精神障害者家族会連合会 とっておきの芸術祭 in 香川(ミルキーウェイ)  
NPO 法人 音楽療法グループ WALKS 香川県肢体不自由児者と父母の会連合会  
社会福祉法人 朝日園
- 6 後 援 高松市 高松市教育委員会 四国新聞社  
(予 定)
- 7 内 容 1 作品展 (市民ギャラリー・コミュニケーションプラザ)  
・県内施設等の障害者が作成した絵画などの芸術作品を展示
- 2 ステージイベントの開催 (デックスギャラリー)  
・オープニング  
・音楽、ダンスイベント  
・「さをり織り」ファッションショー
- 3 物販・ワークショップほか  
・県内障害者施設等の商品の販売  
・ワークショップ

## 香川県障害者芸術祭2025作品展募集要項


## 香川県障害者芸術祭2025作品展とは

障害のある方々の作品の発表の場として、また、多様性を認め合える社会の実現を目指して開催します。

- 日時：令和7年10月13日(月・祝)～10月14日(火)  
13日:10:00～17:00、14日:10:00～15:00
- 場所：サンポート高松(市民ギャラリー・コミュニケーションプラザ)

## 募集要項

1 応募資格	①②の両方を満たす方 ① 障害のある方で、香川県内に在住、通勤・通学、入所、通所されている方 ② 文化・芸術活動に興味があり、普段から活動をされている方					
2 応募作品の種類	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 平面作品(油彩画、水彩画、パステル画、ドローイング、コラージュなど)</li> <li>● 立体作品(床または台に展示する作品、陶芸も含む)</li> <li>● 書</li> <li>● 手芸</li> </ul> <p>※写真等、上記以外の作品は応募できません。 ※他人の著作物を被写体とする場合は、原作者の使用許諾を得て応募してください(他者の著作権や肖像権に抵触する作品は応募できません)。</p>					
3 応募点数	一人(共同作品としても)1作品(連作を含む)まで *過去に受賞歴のない作品					
4 作品の規格	<table border="1"> <tr> <td>平面作品・書</td> <td>1,500mm×1,000mm以内 総重量10kg以内</td> </tr> <tr> <td>立体作品・手芸</td> <td>高さ2,000mm×幅1,000mm×奥行1,000mm以内 総重量30kg以内</td> </tr> </table>	平面作品・書	1,500mm×1,000mm以内 総重量10kg以内	立体作品・手芸	高さ2,000mm×幅1,000mm×奥行1,000mm以内 総重量30kg以内	<p>*1 腐るもの、高価なもの、危険なもの等は応募できません。 *2 <u>平面作品・書は額装し、吊り下げ用の紐をかける等、展示可能な状態で出展いただきますようご協力をお願いします(レリーフ等、額装が難しい作品は、フックをつけるか紐をかける等して、展示できるよう加工をお願いします。主催者による額装は行いませんので、出展された作品をそのまま展示します)。</u></p>
平面作品・書	1,500mm×1,000mm以内 総重量10kg以内					
立体作品・手芸	高さ2,000mm×幅1,000mm×奥行1,000mm以内 総重量30kg以内					
5 ネット申込受付期間	<b>令和7年4月1日(火)～6月30日(月)17時</b> ※応募方法は、下記の7を参照(応募はネット申込のみです)。					

	※展示場所の都合により、先着280点程度で締め切ることがあります。
6 応募料金	無料 (但し、搬入・搬出の経費は、各自負担とします。)
7 応募方法	下記のQRコード又はURLより応募フォームにアクセスし、必要事項を入力、作品の画像を貼付の上、応募してください。  <div style="text-align: center;"> <p>QRコード</p>  </div> <p>URL: <a href="https://form.run/@sakuhinten2025">https://form.run/@sakuhinten2025</a></p>
8 作品の 搬入・搬出	受付期間終了後、9月初旬頃に展示場所の通知をします。市民ギャラリーとコミュニケーションプラザのどちらに展示するかをご連絡します。 <u>展示場所により搬入方法が異なりますのでご注意ください。</u> ◎作品の搬入は、運搬ができる状態で搬入してください。 ◎作品の搬出は、作品展終了後、作品の展示場所へお越しいただき、各自で搬出ください。 <u>郵送等での返却は、行いませんのでご了承ください。</u>
9 作品の利用	◎応募作品の画像データ及び作品展において作品を撮影した画像データを次の目的で無償にて利用させていただく場合がありますので同意の上、応募ください。 ① ホームページ、SNSなどを利用した広報活動 ② 本作品展に関する報告資料・記録資料 ③ ほかの作品展等のプロモーション ④ 香川みんなのアート活動センター事業 ◎ 障害者芸術祭2025巡回展等、県が実施する事業で展示することに同意の上、応募ください。
10 その他	作品は慎重に取り扱いますが、不慮の事故による作品の滅失やき損、紛失等について、主催者は責任を負いかねます。ご了承ください。
11 問い合わせ	ご不明な点等ございましたら、下記までお問い合わせください。 〒761-8041 香川県高松市檀紙町八幡1452-2 香川県手をつなぐ育成会活動事務局 香川県障害者芸術祭2025作品展作品募集係 電話 087-816-2586 FAX087-816-1971 メールアドレス <a href="mailto:kagawaikusei@shirt.ocn.ne.jp">kagawaikusei@shirt.ocn.ne.jp</a> (件名に「芸術祭問い合わせ」と入力ください)

令和7年度 第1回 香川県自立支援協議会人材育成部会資料より抜粋

・日 時：令和7年4月22日（火）10:00～12:00

・場 所：香川県庁 12階大会議室

・内 容：

① 目 的

相談支援専門員の業務について広く知ってもらうことでやりがいを感じ、相談支援に関わる人材を増やすことや、連携する相手としての理解促進を図る。また、相談支援の基礎となる考え方や手法を知ること、相談支援従事者初任者研修受講の準備を整える。

② 日 時：令和7年7月15日（火）13:30～16:30

③ プログラム

13:00 受付

13:30～15:10 か 15 講義

(1) 相談支援って??～イントロダクション～

(2) 相談支援専門の軸になる考え方を伝えたい

(3) インテークを見てみよう

(4) アセスメントがやっぱり大切 (①～④は仮称)

15:30～16:15 グループワーク

16:15～16:30 まとめ (時間は案です)

④ 場 所：みどり園大会議室

⑤ 定 員：30名程度

⑥ 対象者：

初任研受講予定者含め、幅広く周知。障害福祉サービス事業所従事者、精神科病院等のソーシャルワーカー等